

令和7年
1月6日

「書かない窓口」が

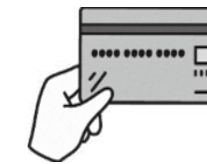
※豊頃町役場1階窓口でスタートします！

(※令和7年4月1日より全庁スタートです)

「書かない窓口」とはマイナンバーカード等の本人確認書類(※)をお持ちいただければ申請書等の記載を一部省略できるサービスです。

本人確認書類(※)

- ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・運転経歴証明書
- (平成24年4月1日以降交付されたもの)



上記のいずれか一点で確認します。

対象となる主な証明書等

- ・住民票の写し
- ・戸籍証明書等
- ・税証明書
- ・印鑑登録証明書 (印鑑登録済証もご提示ください)



届出

- ・住民異動届
- 申請内容によっては、署名以外もご記入いただきます。

住民票等の証明書を申請する方



本人確認をします。
本人確認書類(※)の提示をお願いします。

申請者の記載負担が
軽減されます！



本人確認書類の情報(氏名・住所・生年月日・性別)を券面情報読取機器で読み取り、申請書等へ自動転記し、申請書等を作成します。



申請書の内容を確認願います。
券面情報読取機器で自動転記できない項目を記入いただきます。

異動届の内容を確認願います。
券面情報読取機器で自動転記できない項目を記入いただきます。



証明書等の交付・会計

問い合わせ先 役場住民課 ☎(574) 2213

国民年金からのお知らせ

20歳から国民年金

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)
☎0155-258113
役場住民課戸籍年金係☎574-2213

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

職場の年金(厚生年金)に加入していない人は、国民年金に加入します

年金機構で居住確認できた場合は、20歳加入手続きが不要となりましたため、20歳到達から2週間程度で『納付書』、『基礎年金番号通知書』が日本年金機構から送付されます。

ただし、居住確認ができない場合はご自身での加入手続きが必要となります。

※前納・口座振替希望の場合は役場住民課または、帯広年金事務所にお問合せください。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・納付猶予・免除制度があります

学生のための「学生納付特例制度」、20歳から50歳(学生除く)までが対象となる「納付猶予制度」は世帯主の所得が多くても、本人および配偶者の所得が少ない場合に、保険料の納付が猶予されます。

また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職(失業)による特例免除」もありますので、収入が少ない方や無職の方も、安心して加入手続きを行ってください。

なお、免除や猶予を受けた期間は10年以内であれば後から保険料を納めることができます。

国民年金は加入・免除や猶予・年金請求時のすべての場合において、自分で手続きをする必要がありますので、忘れないようにしてください。

保険料を納めないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが納めた税金の中から支給されています。将来、年金をもらうことで間接的に、自分やみんなが納めた税金の一部を自分ももらうことができるのです。

つまり、将来、年金をもらえないということは、税金の納め損になる、ということです。

国民年金の給付は、老後の生活保障だけではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手がなくなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。加入届や保険料の納め忘れがあると次の年金が受けられないこともありますので、「あのとき…」と後悔する前に国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

亡くなったときに子のある配偶者または子が受けられます。



※年金給付には、各種要件があります。

広報とよころ

社協だより

役場だより

広報とよころ

社協だより

役場だより